

専門・認定薬剤師メーリングリスト利用内規

専門・認定薬剤師メーリングリストを利用される際は、本内規を承諾したものとします。なお、本内規の内容は必要に応じて変更する場合があります。最新の内規は日本腎臓病薬物療法学会ホームページに掲載しますので、本メーリングリストを利用する際には最新の利用内規をご参照下さい。

(目的)

第1条 本内規は、本メーリングリストを利用する者に対し、その利用目的に沿った利用の推進を図るため、利用に当たって遵守すべき事項を示すことを目的とする。

(利用目的)

第2条 本メーリングリストは、専門・認定薬剤師間における腎臓病薬物療法に関する円滑な情報交換の促進、登録者間の交流の促進を図ることを目的とする。メーリングリストを利用する者はこれを営利目的で利用してはならない。

(運営)

第3条 本メーリングリストは、理事長の監督責任の下、腎臓病薬物療法専門薬剤師認定制度対策委員会（以下、認定制度対策委員会）および事務局が運営管理を行う。

(登録資格)

第4条 メーリングリストに登録できる者は、腎臓病薬物療法専門・認定薬剤師で電子メールアドレスを有する者とする。

(投稿条件)

第5条 利用者がメーリングリストに投稿することができるのは、次の各号に掲げる条件を満たす場合に限る。

1. 投稿にあたっては、本名・所属を明記すること
2. 投稿の内容について一切の責任をもつこと

(禁止事項)

第6条 メーリングリストの利用に当たっては、以下に該当する内容を投稿してはならない。

- (1) 学会の品位を損ない、または不利益となるおそれのあるもの
- (2) 公序良俗、法令に違反する行為を目的とした利用
- (3) 犯罪的行為に結びつくおそれのあるもの
- (4) 個人および組織等の知的所有権を侵害するおそれのあるもの
- (5) 個人および組織等の権利利益を侵害する行為
- (6) 個人および組織等を誹謗中傷するおそれのあるもの
- (7) 特定の政治活動および宗教活動を支援または妨害するもの
- (8) メーリングリストおよびこれに接続する他のネットワークの正常な維持および運用を妨げるもの
- (9) 営利を目的とするもの
- (10) その他メーリングリストの利用目的から逸脱するもの

(禁止事項に対する指導)

第7条

認定制度対策委員会は、前条の規定に反する投稿があったと判断する場合、投稿者に同条を遵守するよう指導を行うことができる。

(登録資格の抹消)

第8条

第6条の規定に違反する投稿を繰り返し行うなどメーリングリストの適正な運営に支障を与えていると認定制度対策委員会が判断する場合、理事長の承認を得て認定制度対策委員会は、当該者のメーリングリストの利用を禁止することができる。

(免責事項)

第9条

メーリングリストに投稿されたメッセージの内容については、投稿者が全ての責任を負い、学会としては責任を負わない。また、配信された内容の信頼性に関しては受信者が責任をもって判断しなければならない。メーリングリスト利

用による利用者の損害を学会は一切責任を負わない。

(メーリングリスト投稿の公表)

第 10 条 日本腎臓病薬物療法学会は、投稿内容の一部あるいは全部を、個人情報に配慮した上で自由に公表することができる。

(運営への協力等)

第 11 条 メーリングリストの利用者は、配信先アドレスの変更があった場合はすみやかに事務局に連絡すること。なお配信不能の連絡が届いた場合は、認定制度対策委員会は利用者に予告なしに当該メールアドレスの登録を削除することができる。

(運営の中断)

第 12 条 日本腎臓病薬物療法学会は、運営を妨害する行為を受けた場合、メーリングリストの運営を一時中断することができる。また、メンテナンスによるサーバー停止等、運営上やむを得ない場合はメーリングリストの運営を一時中断することができる。

(内規の変更)

第 13 条 認定制度対策委員会は、本内規の改定の必要が生じた場合には、利用者に通知の上、内規を改定することができる。改定内容は日本腎臓病薬物療法学会理事会にて報告し、適宜日本腎臓病薬物療法学会ホームページに最新の内規を掲載するものとする。

(その他)

第 14 条 利用者は、本内規を遵守し、別に定める「専門・認定薬剤師メーリングリスト利用上の取り決めについて」を十分理解した上で、メーリングリストを利用しなければならない。

附則

この内規は、2019 年 3 月 1 日より適用する。